

公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（選挙取締の公正確保）

第七条 檢察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締りに関する規定を公正かつ迅速に執行しなければならない。

（選挙の自由妨害罪）

第二百二十五条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となるうとする者、選挙運動者又は当選人に對し暴行を加え、若しくは著しく粗野若しくは乱暴な言動、居宅若しくは選挙事務所への押し掛け等により威力を加え、又はこれをかどわかしたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、聴衆が演説を聴取することを著しく困難にする行為等により演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。

三 「略」

（多衆の選挙妨害罪）

（選挙取締の公正確保）

第七条 檢察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締りに関する規定を公正に執行しなければならない。

（選挙の自由妨害罪）

第二百二十五条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となるうとする者、選挙運動者又は当選人に對し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかしたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。

三 「略」

（多衆の選挙妨害罪）

第二百三十条 多衆集合して第二百二十五条第一号又は前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。選挙に関し、多衆集合して、交通若しくは集会の便を妨げ、又は聴衆が演説を聴取することを著しく困難にする行為等により演説を妨害した者も、同様とする。

- 一 首謀者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 [略]

2 [略]

第二百三十条 多衆集合して第二百二十五条第一号又は前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。選挙に関し、多衆集合して、交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害した者も、同様とする。

- 一 首謀者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 [略]

2 [略]

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（公職選挙法の一部改正）

第一百五十五条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百五十五条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「毀棄し」を「毀棄し」に改める。

〔略〕

第二百三十一条第一項第一号及び第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

〔略〕

第二百三十一条第一項第一号及び第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

〔略〕

改 正 案	現 行
（公職選挙法の一部改正）	（公職選挙法の一部改正）